

社会福祉法人川根本町社会福祉協議会
福祉車両貸出要綱

社会福祉法人川根本町社会福祉協議会福祉車両貸出要綱

(目的)

第1条 この要綱は、既存の交通機関を使用することが困難で、外傷や疾病等により歩行が困難な車椅子生活者、高齢者、障害者等の社会参加の促進及び生活の利便性に資するため、社会福祉法人川根本町社会福祉協議会（以下「本会」という。）が所有する福祉車両（以下「車両」という。）を貸出するにあたり、必要な事項を定め社会福祉の増進を図ることを目的とする。

(利用対象者)

第2条 車両の利用対象者は、川根本町に住所を有する者で、一人で外出することが困難な者（既存の交通機関を使用することが困難で、外傷や疾病等により歩行が困難な車椅子生活者、高齢者、障害者等）とする。（以下、「利用者」という。）

2 その他、川根本町社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）が必要と認めた者とする。

(利用目的)

第3条 車両の利用目的は、次のとおりとする。

- (1) 施設・病院等への送迎（県内のみ）
- (2) 福祉団体、障害者団体等が主催する行事に参加するとき（県内のみ）
- (3) その他、特に会長が必要と認めたとき

(運転者)

第4条 車両を運転できる者は、普通自動車免許以上の免許の取得者で利用者の家族等又は利用者又は利用者家族の依頼を受けた者（運転ボランティアを含む。）とする。（以下、「運転者」という。）

(使用車両)

第5条 使用車両は、次のとおりとする。

- (1) スズキエブリイ・車いすスロープ車（静岡880あ1189）
- (2) その他、本会業務での使用を優先した上で、利用者の用途に対応可能な車両

(車両の管理者)

第6条 この車両の管理・運行については、本会が行う。

(利用時間)

第7条 車両を利用できる時間は、利用日当日の午前8時15分から午後5時までとする。ただし、特に会長が必要と認めた場合は、この限りではない。

(車両の借用)

第8条 車両の受渡については、原則として川根本町福祉センター事務所または中川根高齢者デイサービス事務所（以下、「本会事務所」という。）にて行うこととする。ただし、利用者の自宅から最も近い本会事務所までの距離が5kmを超える場合で、かつ利用者側の事由により本会事務所での受渡が困難な場合は、利用者からの申し出に基づき会長が必要と認めた場合に限り、利用者の自宅まで車両の移動を行う。

(休業日)

第9条 運行休業日は次のとおりとする。

- (1) 日曜日、年末年始（本会休業期間）

(2) その他、会長が特に必要と認めた場合は、この限りではない。

(利用の許可)

第10条 車両を利用しようとする者(利用者又はその家族)は、原則として利用予定日の前3日までに、福祉車両利用申請書(以下、「申請書」という。)を提出して会長の許可を受けなければならない。

(利用料)

第11条 利用料は無料とする。ただし、使用分の燃料、有料道路、駐車場等の料金は利用者負担とする。

(利用の変更及び取り消し)

第12条 利用者が自己の都合で申し込み条件を変更する場合は、速やかにその趣旨を本会に申し出なければならない。

2 会長は、次の各号の一に該当するときは、その使用の許可を取り消すことができる。

- (1) 使用許可の申請書に偽りがあったとき
- (2) 使用の許可の条件に違反し、若しくは本会職員の指示に従わないとき
- (3) あらかじめ許可を受けた使用目的以外に使用しようとするとき
- (4) 本会において急な使用事由が生じたとき

(事故報告等)

第13条 利用者又は運転者は事故が発生した場合、法令に基づく応急の処置をした後、速やかに本会にその状況を報告し、その指示を受けなければならない。

- 2 措置後運転者は、規定の事故報告書を作成し、本会に提出しなければならない。
- 3 事故に伴う事故処理等は、本会及び利用者が協議して行う。
- 4 事故による損害額については、保険適用外のものを利用者負担とする。

(利用後の義務)

第14条 運転者は、本会事務所に到着後、直ちに車両の点検、清掃を行い、異常の有無を確認後、所定の位置へ格納するものとする。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
この要綱は、平成29年3月1日から施行する。
この要綱は、令和元年9月1日から施行する。
この要綱は、令和2年9月18日から施行する。